

川本町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編－第3期－)

¥

令和6年3月

島根県 川本町

はじめに

今日の環境問題は地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少など地球規模の問題にまで達しています。特に地球温暖化については1997年に地球温暖化防止京都会議が開催され、温室効果ガスの削減についての数値目標が各国ごとに定められました。我が国では2008年から2012年の期間に1990年レベルから6%削減することになり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されました。

この法律により、国、地方公共団体、事業者及び国民の義務や取り組みの基本的事項が明らかにされたほか、地方公共団体（都道府県及び市町村）においては、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定することが義務づけられたことにより、本町では平成19年（2007年）に第1期計画、平成24年（2012年）に第2期計画を策定し、環境負荷低減への取り組みを進めており、CO₂削減量も一定程度の成果を収めています。

しかしながら、2020年10月、政府は2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこととなりました。また、島根県においても、2050年ゼロカーボンシティを目指すことが表明され、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが進めれる昨今の情勢を踏まえ、本町の事務事業について、温室効果ガス排出削減の目標設定と取組内容を見直す必要があるため、このたび第3期計画として策定いたしました。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

－ 目 次 －

第 1 章 基本的事項	3
第 1 節 計画の目的	3
第 2 節 計画の期間等	3
第 3 節 計画の対象範囲	4
第 4 節 町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量	5
第 2 章 計画の目標	8
第 1 節 基本方針	8
第 2 節 温室効果ガスの排出削減目標	8
第 3 章 目標達成のための取り組み	9
第 1 節 財やサービスの購入・使用に関する取り組み	10
第 2 節 施設の建設・管理等に関する取り組み	12
第 3 節 エネルギー・燃料要因別の排出量削減目標	13
第 4 章 計画の推進と点検・評価	14
第 1 節 計画の推進体制と実施状況の点検等	14
第 2 節 職員に対する研修及び情報の提供	14

[資料]

令和 4 年度エネルギー・燃料使用量及び二酸化炭素排出量積算資料

第1章 基本的事項

第1節 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町の事務事業の実施にあたり、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1) 計画期間
- 2) 地方公共団体実行計画の目標
- 3) 実施しようとする措置の内容
- 4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第2節 計画の期間等

1. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から、国の中期目標にあわせ、令和12年度（2030年度）末までを計画期間とします。ただし、計画期間中においても取り組み実績や国の動向、技術進歩の状況などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。

2. 計画の基準年度

本計画の基準年は平成22年度（2010年度）とします。

※国の地球温暖化対策計画の基準年は平成25年度（2013年度）ですが、第2期計画の基準年度の平成22年度（2010年度）とします。

第3節 計画の対象範囲

1. 計画の適用機関

本計画の対象範囲は、町の事務及び作業（町が直接実施するもの）全般とします。

《計画の対象》

◇町長部局 ◇教育委員会 ◇議会事務局 ◇各行政委員会事務局

2. 計画の対象事務及び作業

対象は町が自ら行う事務及び事業として、外部への委託等により実施する事務及び事業は対象としません。しかし、温室効果ガスの排出抑制等の措置が必要なエネルギー使用量の把握に努めるなど、随時受委託者等に対して協力を要請するものとします。

3. 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFO)、六フッ化硫黄(SF6)、三フッ化窒素(NF3)があります。

この内、事務事業において排出される温室効果ガスの大部分が二酸化炭素のため、本計画では「二酸化炭素」について排出量の算出を行います。

法律で対象となる温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響力が大きい。
メタン(CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立からの発生も2～3割を占める。
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。
六フッ化硫黄(SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用等として使用。
三フッ化窒素(NF ₃)	半導体化学でエッチングガスとして使用。

第4節 町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量

1. 温室効果ガス排出量の現状

本町の事務及び事業活動のうち、電気の使用、ガスの使用、公用車の走行など、温室効果ガスを直接発生する活動によって排出された、令和4年度の二酸化炭素の総排出量は以下のとおりです。

表-1 令和4年度二酸化炭素の総排出量

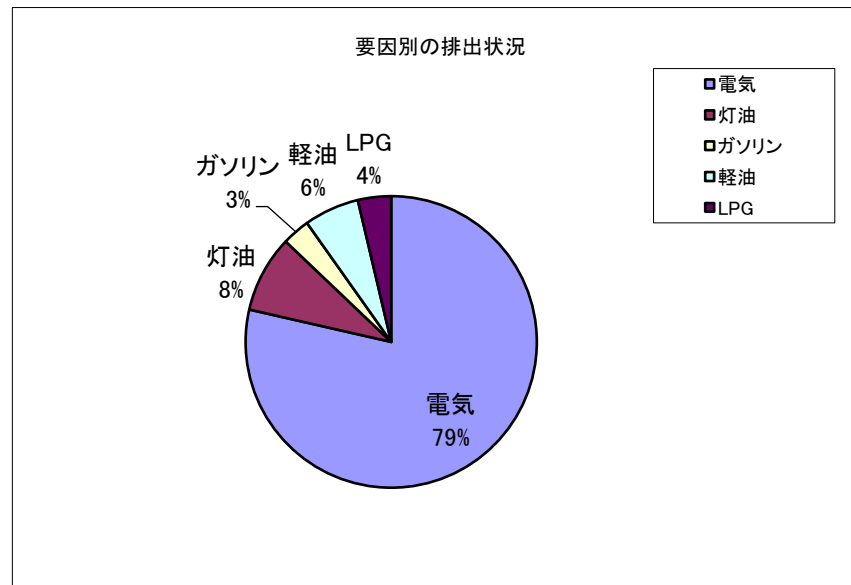
エネルギー及び燃料	活動量	単位	排出係数	排出量 (kg-CO ₂)
電 気	1,715,187	kWh	0.529	907,334
ガソリン	15,350	ℓ	2.32	35,614
軽 油	27,432	ℓ	2.58	70,776
灯 油	39,586	ℓ	2.49	98,569
L P G	14,187	Kg	3.00	42,561
合 計 ※端数処理しています				1,154,855

※排出量積算資料別添

2. 要因別・施設別排出状況

令和4年度の二酸化炭素総排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出量が約8割を占め、次いで灯油の使用が約1割、残り1割が軽油・ガソリン・LPG となっています。

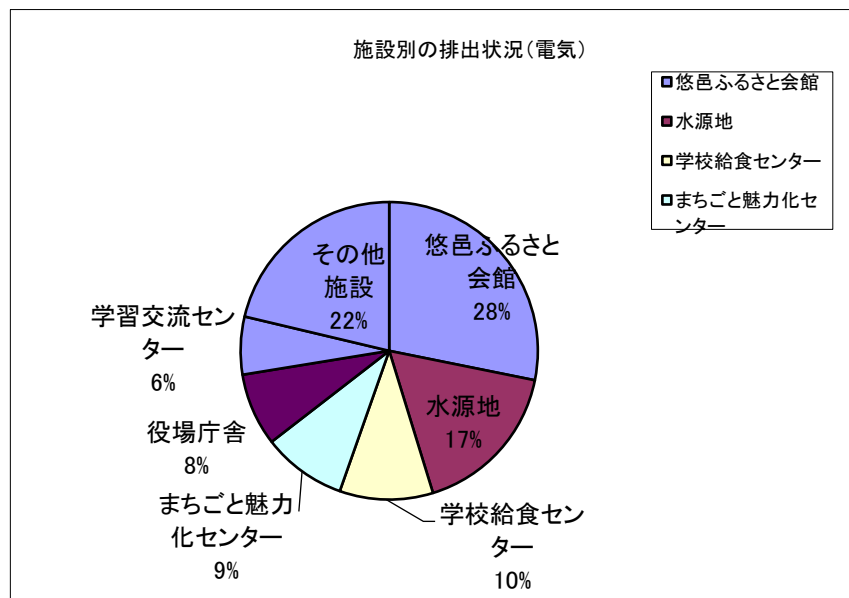
エネルギー及び燃料別二酸化炭素の排出量割合



各要因の施設又は用途別の二酸化炭素の排出量は次のとおりになっています。

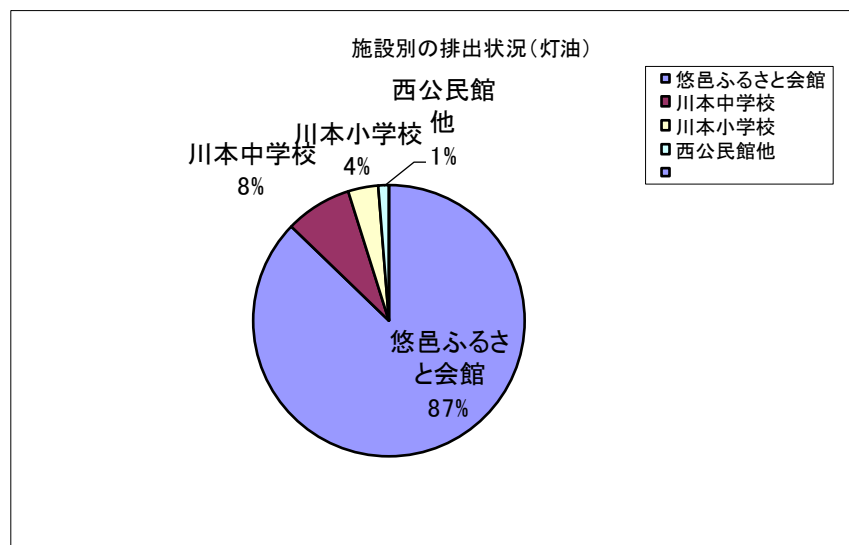
【電気】

電気については、悠邑ふるさと会館が255.602 t-CO₂ で最も多く、排出量全体の28%を占めています。次いで水源地が154.857 t-CO₂ (17%)、学校給食センターが92.195 t-CO₂ (10%)となっています。



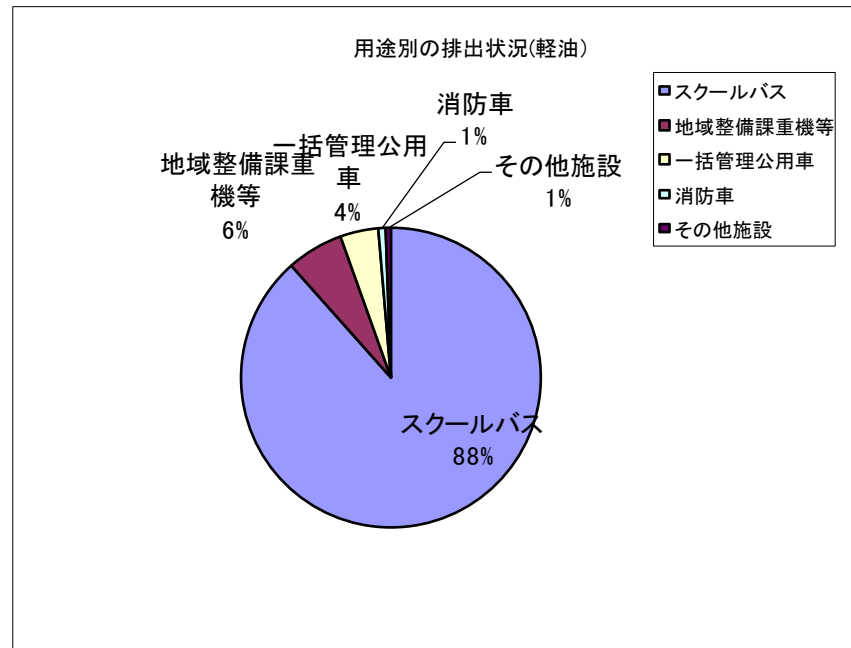
【灯油】

灯油については、悠邑ふるさと会館が85.972 t-CO₂ で最も多く、排出量全体の87%を占めています。次いで中学校が7.819 t-CO₂ (8%)、小学校が3.536 t-CO₂ (4%)となっています。



【軽油】

軽油については、スクールバスが62.583 t-CO₂ で最も多く、排出量全体の88%を占めています。次いで地域整備課重機が4.327 t-CO₂ (6%)、一括管理公用車が2.910 t-CO₂ (4%)となっています。

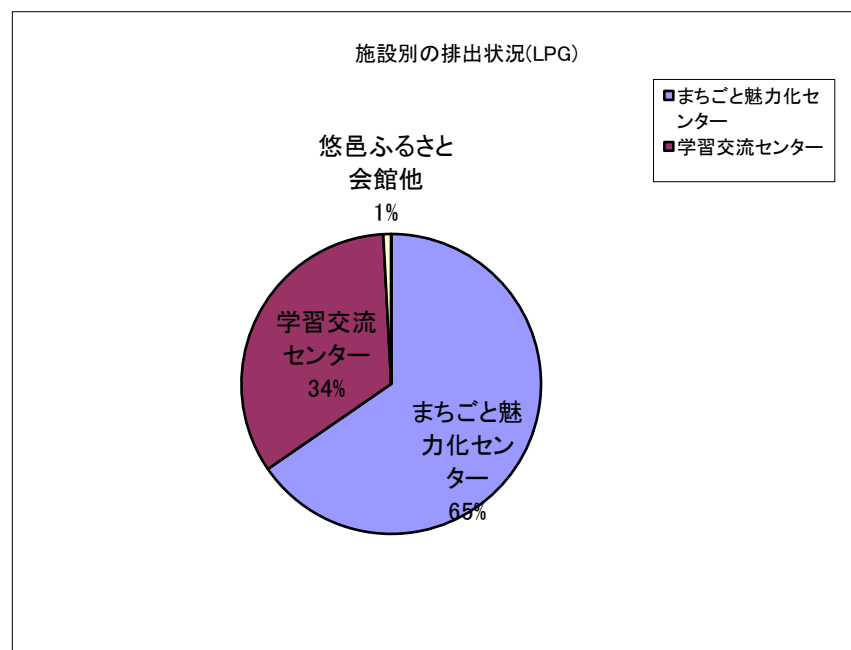


【ガソリン】

ガソリン排出量については、35.614 t-CO₂ となっており、消防車両等の一部の例外を除き、ほとんどが通常業務における公用車使用により排出されています。

【LPG】

LPG 排出量については、まちごと魅力化センターが27.831 t-CO₂ で最も多く、排出量全体の65%を占めています。次いで学習交流センターが14.367 t-CO₂ (34%) となっており、この2施設で全体の99%を占めています。



第2章 計画の目標

第1節 基本方針

本計画では、次に掲げる基本方針に従い、町自らがおこなう事務及び事業に伴う環境負荷を低減させます。

1. 環境負荷の低減に配慮した事務及び事業の執行
2. 環境負荷の少ない財やサービスの積極的な選択
3. 環境負荷の少ない廃棄処理の実行
4. 環境負荷の低減や周辺環境に配慮した庁舎の維持管理
5. 職員に対する研修及び情報提供の推進

第2節 温室効果ガスの排出削減目標

1. 温室効果ガスの排出削減目標

第2期計画の目標設定は、二酸化炭素の排出量を5%削減するものでした。令和4年度実績は1,154 t-CO₂で平成22年度実績1,538 t-CO₂より25%削減されており取組の効果が見受けられる結果となっております。しかしながら、第2期計画期間終了後、国においては地球温暖化対策計画において2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す方針が示されており、また、本町の対象施設については新たに整備されたものや外部委託化された施設もあることから、第3期計画では、地球温暖化対策計画等を踏まえて、川本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を次のとおり設定します。

地球温暖化対策計画の中期目標に基づき、目標年度令和12年度（2030年度）に、基準年度平成22年度（2010年度）比で46%削減することを目標とします。

項目	基準年度（2010年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,538 t-CO ₂	831 t-CO ₂
削減率	-	46%

平成22年度（2010年度）二酸化炭素の総排出量内訳

エネルギー及び燃料	活動量	単位	排出係数	排出量 (kg-CO ₂)
電 気	1,661,613	kWh	0.628	1,043,493
ガソリン	18,423	ℓ	2.322	42,778
軽 油	36,472	ℓ	2.585	94,280
灯 油	127,217	ℓ	2.489	316,643
A重油	14,000	ℓ	2.710	37,940
L P G	971	Kg	2.999	2,912
合 計				1,538,046

第3章 目標達成のための取り組み

第2期計画の取組を継続するとともに、政府実行計画も参考にし、温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とガソリン・軽油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

参考：政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措 置	具 体 的 目 標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

第1節 財やサービスの購入・使用に関する取り組み

地方公共団体は地域社会において大量に資源やエネルギーを消費し、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出する事業者・消費者であることから、職員が自らの事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に取り組む意識を向上させるとともに、これらの財やサービスの購入・使用にあたり次の取り組みを実施します。

1. 事務及び事業の執行にあたっての取り組み

環境配慮項目の目標達成のため、どんな手段を取るのかを「取り組み」として定め、進行管理します。

1) 電気使用量の削減

【冷暖房】

- ① 空調使用については、空調始動基準を遵守する。
- ② エアコンフィルターの掃除をこまめにする。
- ③ 冷房時にはカーテンやブラインド等を利用して日射を防止し冷房効率の向上を図る。

【照明】

- ① 使用しない部屋、始業前、昼休みにおける消灯の一層の徹底を図る。
- ② 廊下、階段の照明は、来庁者の支障にならない範囲で消灯に努める。
- ③ トイレや湯沸室の照明は、支障のない範囲で消灯に努める。
- ④ 時間外勤務の削減に努め、やむを得ず残業する場合は必要箇所以外の部分消灯を行う。
- ⑤ 日中はできるだけ自然光のとり入れに努め、窓側及び廊下の照明を適宜消灯するなど省エネに努める。
- ⑥ 昼休みは窓口以外の照明を消灯する。
- ⑦ 照明ランプの適正な時期での交換を実施する。

【OA機器】

- ① パソコン、コピー機等のOA機器は省電力機能を活用し、昼休みや長時間使わない時は電源を切る。

2) 公用車燃料の削減

- ① 執務に係わる移動で、近くの場合はなるべく徒歩で行くように心がける。
- ② 公用車を使用する場合は、出張計画の管理等により、行き先や時間等の調整をし、可能な場合には相乗りなど効率的な利用に努める。
- ③ 公用車を使用する際は、待機時にエンジンを停止するなど、アイドリング・ストップを実施するとともに、急発進、急加速をしないなど、省エネ運動に努める。
- ④ 自動車のタイヤ空気圧調整等、適宜な整備の励行に努める。

3) 用紙等使用料の削減

- ① DXによる業務改善により、ペーパーレス化を推進する。
・スケジュール管理、データ管理、ワークフロー決裁等々
- ② 会議資料は必要最小限の部数とし、プロジェクター、パソコン、モバイル端末等活用する。
- ③ 紙による情報提供が必要な場合でも、文書の通知先やパンフレット、ポスター等の配布先を検討し、配布部数は必要最小限とする。
- ④ 会議資料、決裁文書等の作成にあたってはできるだけ1枚の文書におさめることとし紙の節減を図る。
- ⑤ 両面印刷、両面コピー、ミスコピーの裏面利用を徹底する。
- ⑥ メール送信等のオンラインを活用し、不必要なファックス送信状や添書の省略をする。

2. 製品等の購入にあたっての取り組み

- ① 製品やサービスを調達する際には、その物品が本当に必要なかどうかを十分に検討するとともに、必要かつ適正なタイミングで調達する。
- ② 環境負荷の少ない製品やサービスを調達する。
- ③ 照明器具の新規導入・更新についてはLED照明を導入する。
- ④ 公用車の新規導入・更新については代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き電動車を導入する。
- ⑤ 資源やエネルギーの消費が少ない製品やサービスを調達する。
・OA機器の更新の際には省エネ型の導入に努める。
- ⑥ 長期使用が可能な製品を調達する。
- ⑦ 再利用・リサイクルが可能な製品を調達する。
- ⑧ コピー用紙等、再生された素材や、再利用された部品を多く利用している製品を調達する。
- ⑨ 環境保全に積極的な事業者により製造され、販売されている製品サービスを調達する。
- ⑩ 物品の計画的な購入と適正管理に努める。

3. 廃棄物の減量及びリサイクルの推進

1) ゴミ排出量の削減

- ① 使い捨て製品、容器を使用した製品の購入を減らす。
- ② 事務用品、備品等の長期使用を心がけるとともに、故障時の際には修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 使わなくなった備品等の有効利用を図るため、各機関相互での管理替え等を促進する。

2) リサイクルの推進

- ① 効率的なリサイクルを推進するため、コピー用紙、新聞紙、その他の雑誌、ダンボールの分別を徹底する。
- ② その他、邑智郡の分別収集のルールに沿ったごみ分別を徹底し、資源化を図る。
- ③ 使用済み封筒は、資料袋等の再利用に努める。
- ④ 不要品のリサイクル情報を庁内で共有する。

第2節 施設の建設・管理等に関する取り組み

1. 施設の建設にあたっての取り組み

1) エネルギー・資源の有効活用

- ① 建物の材料の選定にあたっては耐久性と再利用を検討する。
- ② 建築廃棄物の再利用について検討し、計画に盛り込むよう努める。
- ③ 施工にあたっては可能な限り合理化に努め、工期の短縮を図る。
- ④ 建設工事等での間伐材や小径材、木屑、コンクリート塊等の使用など未利用資源の活用を図る。
- ⑤ 建設副産物のリサイクルの推進に努める。
- ⑥ 建設廃棄物のリサイクルや適正処理を発注者として確認する。

2) 周辺環境への配慮

- ① 建設予定地の選定にあたっては、自然環境及び景観埋蔵文化財などの歴史・文化環境の保全など、周辺地域の環境との調和、環境への負荷の影響について十分な配慮を行うこととする。
- ② ダイオキシン類等の発生原因となる物質を含む資材については、使用を抑制する。
- ③ 工事中の粉塵、排ガス、騒音、振動、濁水等の発生の抑制を図り、必要な環境保全対策を講じる。
- ④ 有害物質による環境リスクの少ない建材や工夫を採用する。

2. 施設の維持管理にあたっての取り組み

1) エネルギー・資源の有効活用

- ① 施設の規模、用途に応じた省エネルギー型空調機、照明機器の導入や、各種制御システムの採用に努め、消費電力の低減を図る。
- ② 大規模施設の維持管理について、E S C O事業（＝建物の省エネルギー改修に係るすべての経費を、光熱水費の削減分で賄う事業）の導入を検討する。
- ③ 必要な施設については省エネ診断を受け、省エネ施設の導入を検討する。
- ④ 冷暖房設備、照明器具等の機器更新の際には、省エネルギー型の機器を導入するよう努める。
 - ・照明器具のLED化推進
- ⑤ 窓の更新の際には断熱効果の高い2重サッシやペアガラスなどの導入に努める。
- ⑥ 公用車の新規導入・更新については電動車（EV、FCV、PHEV、HV）を導入する。

2) 環境汚染防止への配慮

- ① 環境汚染物質等の排出の削減や適正な処理が図られるよう設備の維持管理を行う。
- ② 既存の建物の改修解体時において、アスベストやフロンの適正処理に努める。
- ③ 廃棄物のリサイクルや適正処理を発注者として確認する。
- ④ 解体中に発生するアスベスト等の有害物質の適正処理を受注者に徹底させ、発注者として確認する。
- ⑤ 解体中は粉塵、排ガス、騒音、振動、濁水等の抑制を図り、必要な環境保全対策を講じる。

第3節 エネルギー・燃料要因別の排出量削減目標

第1節及び第2節の取組により、要因別の排出量削減目標を次のとおり設定します。

令和12年度（2030年度）要因別削減目標

(kg-CO₂)

排出要因	基準年度 平成22年 (2010年)	令和4年度 (2022年)実績	目標年度 令和12年 (2030年)	削減率(%)
電 気	1,043,493	907,334	610,443	41.5
ガソリン	42,778	35,614	23,100	46
軽 油	94,280	70,776	65,996	30
灯 油※	316,643	98,569	94,992	70
A重油※	37,940	-	-	100
LPG※	2,912	42,561	36,500	△1,253
	1,538,046	1,154,855	831,032	46

灯油、A重油、LPGの燃料使用量が、基準年度と2022年度で大幅に増減があるのは、施設の新設・廃止に伴うもの。

- ・灯油の主な減少要因は旧役場庁舎及び旧学校給食センターの廃止による。
- ・A重油については旧役場庁舎の廃止により使用量無
- ・LPGの主な増加要因は学習交流センター及び弓市魅力化センターの新設による

第4章 計画の推進と点検・評価

第1節 計画の推進体制と実施状況の点検等

1. 推進体制

本計画を推進するために、「川本町事務事業地球温暖化対策実行計画庁内推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。また、各課（室・局）に「計画推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

川本町事務事業地球温暖化対策実行計画推進会議体制

区 分	対 象 者	業 務 内 容
計画推進責任者	各所属長	計画の趣旨・内容を職員に周知徹底させ、実践しやすい環境づくりにつとめ、取り組み状況の管理を行う
計画推進員	各課職員	計画推進責任者が指名する者を計画推進員とする。計画推進員は、計画責任者とともに計画の周知徹底を行い、取り組み状況の把握を行う
事務局	町民生活課	事務局は、計画を総合的に推進するために各組織の実施状況を把握するとともに総合的な管理を行う

2. 実施状況の点検の方法

計画推進責任者は各所属の進捗状況を把握し、事務局は計画推進責任者を通じて全体の進捗状況を把握します。また、計画推進責任者で構成する推進会議において、事務局からの点検結果の報告に基づき、今後の効果的な進め方等について検討を行います。

3. 進捗状況の公表

事務局は、法第21条の第15項に基づき、毎年度、本計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量について、公表します。

第2節 職員に対する研修及び情報の提供

1. 環境研修活動と情報提供

温室効果ガス削減に向けた取り組みを全庁的に徹底するため、職員に対する情報の提供を充実させるとともに、研修会をとおして職員一人ひとりの取り組みを促進します。

- ① 職場研修（温暖化、省エネ、エコドライブ等）の充実を図る。
- ② 環境に関するシンポジウム、講演会等への職員の積極的な参加を促進する。
- ③ パンフレット等により職員に対して環境に関する情報を提供する。

2. 環境保全活動への参加の促進

- ① 環境保全活動及び研修会等へ職員が参加しやすいような職場づくりに努める。
- ② 環境月間（6月）や温暖化防止月間（12月）は取り組み強化月間と位置づけ、職員の啓発等を工夫する。

3. 委託・請負業者への環境教育・環境情報の提供

- ① 委託業者や請負業者に対する環境に関する研修や講演会への参加呼びかけや情報提供に努める。

4. その他

- ① 通勤における公共交通機関の利用や徒歩によりノーマイカーの推進に努める。